

薬生食輸発0804第1号
令和3年8月4日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ブラジル産ブラジルナッツ加工品のアフラトキシン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和3年7月30日付け薬生食輸発0730第1号)により通知したところである。
今般、ブラジル産ブラジルナッツ加工品のアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のブラジルの項中、

製品検査の対象 食品等	条件	検査の項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
ブラジルナッツ 加工品(ブラジ ルナッツを30% 以上含有するも のに限る。)	-	総アフラトキ シン(アフラ トキシンB ₁ 、 B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の 総和)	別表2 による こと。	平成23年8月16 日付け食安発 0816第2号「総ア フラトキシンの 試験法につい て」によること。	総アフラトキシンが 10 µg/kgを超えて含 有しているおそれか あるため。

を削除する。